

○平成四年郵政省告示第三百五十五号（自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及び自動識別装置の技術的条件を定める件）の改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、<u>漁船の船舶局</u>（設備規則第九条の二第五項の変調信号処理装置を附置する無線設備を使用するものに限る。）とする。</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第一項の規定に基づき、自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 空中線電力五ワット以下の無線電話を施設するスポット及びレジャー用の船舶局であつて、呼出し応答用の周波数として一五六・八七五MHzの指定を受けるもの</p> <p>2 <u>漁船の船舶局</u>（無線設備規則第九条の二第六項の規定による変調信号処理装置を附置する無線設備に限る。）</p>
二（略）	二（略）